

交野市一人暮らし高齢者等ごみ出し支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、家庭系一般廃棄物を自らごみステーションまで排出することが困難な一人暮らしの高齢者や障がい者に対して、戸別収集する事業（以下「まごころダイレクト収集」という。）を実施することにより、日常生活上の支援を行い、高齢者及び障がい者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 まごころダイレクト収集を利用できる者（以下「対象者」という。）は、市内に居住しており、ホームヘルプサービスを現に利用している一人暮らしの者で、次の各号のいずれかに該当し、後の面談でごみの持ち出しが困難であると認められた者とする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第27条第7項の規定に基づく、要介護認定又は第32条第6項に基づく、要支援認定を受けている者
- (2) 基本チェックリストにより対象となった者
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受け、障がいの程度が1級又は2級に該当する者
- (4) 大阪府療育手帳に関する規則（平成12年大阪府規則第42号）第7条第2項の規定により療育手帳の交付を受け、知的障がいの程度がAに該当する者
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障がいの程度が1級に該当する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

2 前項の規定にかかわらず、対象者自ら若しくは親族等がごみを持ち出すことができると認められる場合又は対象者が施設等に入所している場合は、まごころダイレクト収集を利用することができない。

(収集するごみの種類)

第3条 まごころダイレクト収集で収集するごみの種類は、一般家庭から排出される燃やすごみ、ペットボトル・プラスチック製容器包装（廃プラ）、缶・ビン・乾電池等、新聞・雑誌・段ボール等及び粗大ごみ・有料粗大ごみ（以下「家庭ごみ」という。）とする。

(事務局及び利用の申請)

第4条 まごころダイレクト収集の事務局は、環境部環境事業課とする。

2 まごころダイレクト収集の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、申請書（様式第1号）を提出するものとする。

（利用の決定）

第5条 前条の規定による申請があった場合は、身体面談票（様式第2号又は様式第3号）及び収集面談票（様式第4号）を用いて訪問、面談を行った上で、その適否を審査し、結果を決定通知書（様式第5号又は様式第6号）により当該申請者に通知するとともに、申請者の氏名、住所その他必要な事項を台帳（様式第7号。以下「登録台帳」という。）に記載するものとする。

（収集するごみの排出方法等）

第6条 まごころダイレクト収集を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、原則として、家庭ごみを交野市が定めるごみの収集種別及び分別方法により分別し、次に掲げる場所に排出するものとする。

- (1) 個人住宅については、玄関の外側又は事務局と利用者が協議の上決定した場所
- (2) 集合住宅については、事務局と利用者及びその集合住宅の管理者又はそれに代わる者が協議の上、決定した場所

（安否確認）

第7条 利用者が希望する場合に限り、まごころダイレクト収集を行う際にごみの排出がなく応答がないときは、速やかに登録台帳に記載のある緊急連絡先等に状況の報告を行うこととする。

（変更の届出）

第8条 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、変更届（様式第8号）又は電話連絡により速やかにその旨を事務局へ届け出るものとする。

- (1) 氏名又は居住先を変更したとき。
- (2) 世帯の構成に変化があったとき。
- (3) 要介護度等に変更があったとき。
- (4) 介護支援専門事業所若しくは相談支援専門事業所及びその担当に変更があったとき。
- (5) まごころダイレクト収集の利用を一時休止しようとするとき又は一時休止しているまごころダイレクト収集を再開しようとするとき。
- (6) まごころダイレクト収集を利用する必要がなくなったとき。

（再 面 談）

第9条 事務局は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者居宅を訪問し再度、面談をするものとする。

- (1) 前条の届出により面談が必要と判断したとき。
- (2) 前条の届出にかかわらず、交野市個人情報保護条例（昭和63年条例第10号）第9条第2項第1号に基づき、定期的に利用者の要介護度等及び世帯構成を調査し、面談が必要と判断したとき。

（利用決定の取り消し）

第10条 事務局は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、まごころダイレクト収集の決定を取り消し、登録台帳の記載を抹消することとする。

- (1) 虚偽の申請、その他不正な手段によって利用の決定を受けていたとき。
- (2) 第2条第1項各号の要件を欠くに至ったとき。
- (3) 第8条第1項各号のいずれかに該当する場合であって同条の規定による届出がないまま、1ヶ月以上不在となったとき。
- (4) 1年間利用がないとき。

（秘密の保持）

第11条 まごころダイレクト収集に関係する者は、当該収集を通じて知り得た事項を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。ただし、第4条及び第5条の規定については、平成20年2月1日から適用する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。